

## 令和5年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 議事概要

開催日時	令和5年11月13日（月）午後1時から午後3時30分まで	
開催場所	南あわじ市役所本館3階 304・305会議室	
出席委員（職業）	委員長 滝 明良（元公正取引委員会 九州事務所長） 委員 潮崎 征功（公認会計士） 委員 富本 和路（弁護士）	
事務局出席者	木田総務企画部長 富山財務課長 安富係長（財務課） 榎本主任（財務課）	
関係課出席者	〔建築技術室〕榎勢課長、角所係長、山本係長、國中事務員 〔長寿・保険課〕山崎課長、仲野係長 〔健康課〕船本課長、木場主任 〔農地整備課〕前田課長、池本係長、中谷主任、小西主査 〔下水道課〕新地課長、魚谷係長 〔建設課〕郷課長、彦坂係長	
議事概要	1. 開会 <b>委員長あいさつ</b> 2. 抽出期間における入札概要について <b>審議対象期間における入札及び契約状況の報告</b> 3. 議事案件 <b>抽出事案に係る入札及び契約手続き等の審議</b> ※詳細については、別紙 会議録のとおり 4. その他 <b>特になし</b> 5. 閉会	
審議対象期間	令和4年10月1日から令和5年5月31日まで	
制限付一般競争入札	1件	対象件数          7件
公募型一般競争入札	件	
指名競争入札	4件	
随意契約	2件	
委員会からの意見・質問	意見・質問	回答等
とそれに対する回答	別紙 会議録のとおり	別紙 会議録のとおり
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	無し	

## 令和5年度 第1回入札監視委員会議事案件一覧

(審議順)

	入札執行日	担当課	執行方法	工事・業務番号	工事・業務名	主に質問したいこと
1	令和5年5月29日	建築技術室	一般競争入札	南あ子育て工第5-1号	湊幼稚園予防改修工事	高落札率の理由について、担当課のご見解をお聞かせください。
2	令和5年4月26日	長寿・保険課	指名競争入札	長保介護第3号	老人福祉計画及び介護保険事業計画(第9期)策定委託業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不調の理由について、担当課のご見解をお聞かせください。</li> <li>・その後の入札状況について、ご回答ください。</li> <li>・今後の入札における改善点があれば、ご回答ください。</li> </ul>
3	令和4年11月24日	健康課	指名競争入札	南あ健第4-44号	さんゆ～館空調設備改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限＝落札額になった理由について、担当課のご見解をお聞かせください。</li> <li>・同種工事に関して、最低制限＝落札額となるのはよくある事なのか、過去の実績に基づいてご回答ください。</li> <li>・最低制限＝落札額となった過去事例がある場合、今回の落札業者と同じ業者かどうかご回答ください。</li> </ul>
4	令和5年5月22日 (審査会承認日)	農地整備課	随意契約	農整ほ委第5-1号	令和5年度 ほ場整備調査設計業務(賀集地区)	業務の内容および1者随意契約の理由について、ご回答ください。
5	令和4年12月23日	農地整備課	指名競争入札	ため廃第4-2号	片山下池廃止工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不落の理由について、担当課のご見解をお聞かせください。</li> <li>・その後の入札状況について、ご回答ください。</li> <li>・今後の入札における改善点があれば、ご回答ください。</li> </ul>
6	令和5年1月10日 (審査会承認日)	下水道課	随意契約	漁維第4-3号	沼島処理区外遠方監視装置整備工事	工事の内容および1者随意契約の理由について、ご回答ください。
7	令和5年5月23日	建設課	指名競争入札	道メ委第4-2号	令和4年度国補正 橋梁補修設計業務(橋梁長寿命化修繕計画事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限＝落札額になった理由について、担当課のご見解をお聞かせください。</li> <li>・同種業務に関して、最低制限＝落札額となるのはよくある事なのか、過去の実績に基づいてご回答ください。</li> <li>・最低制限＝落札額となった過去事例がある場合、今回の落札業者と同じ業者かどうかご回答ください。</li> </ul>

## 令和5年度 第1回 南あわじ市入札監視委員会 会議録

### 1 抽出期間における入札概要について

#### 入札概要説明

○事務局より審議対象期間における入札方式別発注件数、金額等の入札・契約状況について説明。

(委員長) 特に問題ないと思われるため、個別案件の審議に移ります。

### 2 議事案件

#### 1. 湊幼稚園予防改修工事（建築技術室）

○事務局より入札及び契約状況の報告

##### 工事概要

湊幼稚園（RC造平屋建、延床面積 524.90 m<sup>2</sup>）予防改修 一式

・外壁、瓦屋根・防水、外部建具（一部）、内装（床研磨）、空調設備（一部）、自火報設備、外構（屋外スロープ）の改修

(委員1) 質問させていただきます。高落札率の理由について担当課のご見解をお聞かせください。

(担当課1) 高落札率の理由を説明する前に、現場条件の説明をさせていただきます。現場説明書というのがありまして、概略だけ説明させていただきます。本工事は建物外部の改修を主とし、一部内部の改修も行う工事であります。幼稚園を運営しながらの工事となり、園児の安全を確保しながら施工する必要があります。当幼稚園は7月25日から8月31日の間、夏休み期間中ですが、その期間も預かり保育といって自由登園ですが子供がずっと来ている状況です。ただ、8月10日から16日のお盆の間だけ、休園で子供がいない状態になります。このような状況で工事業者が園児の少ない短期間に集中して工事を行うこととなります。また、どうしても園児がいる中では施工できない工事があり、土日やお盆休みに集中して工事することとなります。通常、年末年始とお盆は工事をする職人が休みになるので、職人の確保が困難となります。それと、この工事で特徴的なのが、建物の外壁に卒園記念の瓦のレリーフが600枚も貼られています。壊さないように保

護しながらの工事となるので、かなり手間のかかる工事になります。あと、現場の立地条件ですけど、幼稚園周辺の道路が狭くて、かつ通園通学路となっておりますので、工事車両の通行が制限されます。このように、本工事は特殊な現場条件ということで、通常の工事より大変手間と時間がかかります。かつ、主には子供の少ない短期間に集中して工事をする上で、職人の確保が困難であり、通常より経費が割高となり入札に応じる業者が少なくなり、それらが原因で高落札になったと思われます。入札の参加申し込みは3者ありましたが、1者しか応札がなく、残りの2者の辞退理由が、期間内の完成困難ということでした。

（委員1） 金抜設計書を見させていただいたのですが、どちらが作成されたものでしょうか。外部の設計業者に依頼されたものでしょうか。

（担当課1） 金抜設計書は、外部の建築士です。

（委員1） それは1者ですか。それとも複数者からですか。

（担当課1） 複数者からで、入札です。

（委員1） その複数者から、どういった基準で1者をピックアップするのですか。

（担当課1） 実施設計については前年度に、価格が安いところが落札となっております。

（委員1） 設計業者に発注するときも、そういった特殊事情、期間や資材の特殊性を全てお伝えした上で、落札されたということよろしいでしょうか。

（担当課1） 細かい全ての条件まではお伝えできなかったと思いますが、大まかな条件は伝えていたと思います。

（委員1） 当初、設計業者に見積りを依頼したときは、まだそこまで特殊事情を全て織り込んでいなかったもので、低めの設計がなされていて、実際、入札に応じてきた業者の見積りは、そういった高くなる要素を全て織り込んできたので、高落札率、予定価格に近い金額になってきてしまったということですね。

（担当課1） そうですね。設計に関しては、基本的には標準工期がこれぐらいということで標準的な設計になりますので、特にこの細かい現場条件で高く見る要素があまりなかったと思います。

（委員1） 最後に、設計業者に見積りを依頼された日というのは、開札が令和5年5月29日になっていますが、何ヶ月ぐらい前に依頼されたのでしょうか。

（担当課1） 実施設計は令和4年7月27日から令和5年2月28日。設計は前年度に行っております。

## 老人福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）策定委託業務（長寿・保険課）

- (委員1) わかりました。そういうことであれば、その間に資材の高騰など、値段が少し上がってきているということですね。
- (担当課1) そうですね。直前までの資材高騰を見込んで設計をしているのですが、それ以降の分は見込めていないと思います。
- (委員1) 理解できました。
- (委員2) 特殊な事情もある工事で、人繰りの点とか利益の点で、入札額がそんなに低い額が出てくるっていうのは難しいと理解しています。
- (委員長) 予定価格の積算は、標準的にやられていると思うのですが、いろんな困難な条件というのは、予定価格に反映されてくるのですか。
- (担当課1) 特殊条件を反映する設計要素がなく、基本的な通常的设计になります。
- (委員長) 人繰り等も難しい中で考えれば、予定価格は標準的にはこれだけでできるということですから、それ以下で入札はしておられるわけなので、そういう事情を伺えば、無事落札ができたというふうにも考えられるかなという気もいたします。他になければこれで終了します。ありがとうございました。

## 2. 老人福祉計画及び介護保険事業計画（第9期）策定委託業務（長寿・保険課）

### ○事務局より入札及び契約状況の報告

#### 業務概要

##### 計画の策定に関する支援及び計画書の作成

- ・介護人材実態調査の実施と集計
- ・調査（3種）の分析
- ・策定に必要な情報の収集、資料作成、助言等の支援
- ・計画策定委員会に係る支援
- ・計画書の作成・納品

- (委員1) 3点質問させていただきます。まず1点目、不調の理由について担当課のご見解をお聞かせください。2点目、その後の入札状況についてご回答ください。3点目、今後の入札における改善点があればご回答ください。
- (担当課1) まず1点目でございますが、本委託業務は3年に一度の計画策定の見直しでございます。令和5年度が第9期の計画策定の年に当たっております。先ほど事務局からもありましたが、6者による入札を行ったわけですが、4者が辞退、2者が欠席ということになりました。原因といたしましては、

全国的に市町村が同じタイミングで本計画の見直しを実施いたしますので、需要が集中することになります。1者において複数の委託契約を締結することとなりますが、業者も受け入れ数に限界があることから、このような結果に繋がったと考えております。また、他に障害福祉計画というのがございまして、こちらの方も3年に一度の見直しがされるということで、高齢者の部分と障害者の部分で需要が高まったことが要因と考えております。その後の入札状況につきましては、再度入札を実施いたしますと、業務の履行期間に影響が出ることから、地方自治法施行令167条2号の2第5号の緊急の必要により競争入札することができないときにより随意契約を選択いたしました。4月28日に審査会の承認を受けまして、3者による見積りを実施いたしまして、その結果、随意契約が成立いたしました。最後に、今後における改善点ですが、3年に一度ということで、次回も同様の事態を招く可能性は否定できませんので、入札等の時期等々、検討を重ねたいと思います。

（委員1） 前回の同案件の入札も、同じく辞退者ばかりで不調不落到終わって、随意契約という形になったのでしょうか。

（担当課1） 前回は落札です。

（委員1） そうですか。その時々で状況が変わるということですね。わかりました。先ほどのご説明の中で随意契約に進む一歩手前の段階として、審査会という言葉がございましたが、その審査会の構成はどのようなものですか。

（事務局1） 審査会というのは、内部の入札参加資格者審査会という組織であり、トップが南あわじ市副市長になっております。その他、部長の職にある人が委員になっております。定例の会を開いておりまして、その月の入札の案件であるとか随意契約の案件について、指名業者はこの業者でいいか、入札の参加資格はこの要件でいいか、随意契約の場合について相手方は妥当かというような審査を行っております。

（委員1） 3者見積りを取られたということですが、3者の選定というのは審査会でしているのですか。

（事務局1） まず担当課より案を出してきていただき、その内容について審査会で審査を行うという形になっております。

（委員1） では担当課の方に質問します。審査会上程した3者の選定基準というのはどういった基準でしたか。

- (担当課1) まず1者が、障害福祉計画を同じタイミングで入札をかけたのですが、そちらの落札業者で、残りは島内で実績のある業者を2者選択して3者となりました。
- (委員1) 最終的に落札されたのは、その障害福祉計画を落札された業者と同じ業者になったということですか。
- (担当課1) はい、そうです。
- (委員1) それは結果的に一番見積り金額が低かったということですか。
- (担当課1) 3者につきましては、1者のみが見積りを提出してきており、2者が辞退という形になりました。1者の見積りになりましたが、予定価格以内でございましたので、随意契約が成立したということです。
- (委員1) 承知しました。私からは以上です。
- (委員2) ちょっと私も勉強不足で申し訳ないのですが、委託業務の内容の事業計画策定に係る一連の作業等に関する支援の事業計画案の作成と策定委員会等に関する支援と挙げられていますが、これは相当専門的な分野かと思われまます。そういった専門的な分野についての計画案の作成とか委員会に対する支援という前提でお伺いしたいのですが、この入札に応じてきている6者は、どういった会社になるのですか。
- (担当課1) 入札参加資格の業種で保健・福祉等計画策定というのがあり、南あわじ市の場合は約30者ございまして、そういったところの長けている業者ということになります。
- (委員2) 業務委託内容の調査や、アンケート、アンケートの分析というのと、事業計画案の作成、策定委員会に関する支援というのは、少し毛色が違うと思うのですが、例えばそういう保健福祉の業者があるとして、計画策定など専門分野の他に、前提となる調査やアンケートについても対応できるような業者でしょうか。
- (担当課1) はい。そのように考えております。
- (委員2) そうということですね。私が気になったのはその点です。
- (委員長) それでは私の方から。辞退4者の辞退理由というのはどういう理由ですか。
- (担当課1) 4者の辞退につきましては、手持ち業務が多く受注が困難ということでございます。
- (委員長) 4者ともそういう事情ですか。やはり案件が集中して、業者さんも手一杯ということですね。随意契約で落札された業者は、この6者に入っていま

### さんゆ〜館空調設備改修工事（健康課）

したか。

（担当課 1） 6者には入っていないです。

（委員長） 最終的に成約された方については、他の案件で落札されたので、これについても受注をしてくれる見込みがあるという思惑もあったということですが、結局共通する内容か何かがあって、両方一緒であれば受注する可能性が高まるというようなことが言えるものですか。

（担当課 1） 当然、南あわじ市という一つの市ですから、業者さんにしましても、知識的に南あわじ市はこういう市だというところが把握しやすい。そういう形で受けていただける可能性も高いという判断もございました。

（委員長） 効率が高まるような気はします。そういうことであれば、両方を一緒に発注すれば、成約率が高まるというような余地はないのですか。

（担当課 1） おっしゃる通りでございます。今回はそういう判断はしなかったのですが、次回以降につきましては、今回の問題も踏まえ、その辺も含めて検討はしていきたいと思います。

（委員長） 結構なことだと思います。他になければこれで終了します。ありがとうございました。

### 3. さんゆ〜館空調設備改修工事（健康課）

#### ○事務局より入札及び契約状況の報告

工事概要
空調設備改修工事
空調設備改修工事（ホール分） 一式
空調設備改修工事（ホール前廊下分） 一式

（委員 1） 私からまず 1 点目、最低制限価格と落札額が一致した理由について担当課のご見解をお聞かせください。2 点目、同種工事に関して、最低制限価格と落札額が一致することはよくあることなのか、過去の実績に基づいてご回答ください。3 点目、最低制限価格と落札額が一致した過去事例がある場合、今回の落札業者と同じ業者かどうか、ご回答ください。

（担当課 1） 最低制限価格と落札額が一致した理由についてですが、本工事はさんゆ〜館のエアコンを入れ替えする工事になり、平成 29 年から令和 2 年度まで毎年、部分部分で工事をしておりまして、令和 3 年度はなかったのですが、令和 4 年度にも実施しまして、毎年数量が少し違うぐらいでやってること



自体はほぼ同じものとなります。過去の落札額や設計額を調べて業者さんが出したのではないかと考えております。続いて同種工事に関してですが、令和2年度から令和5年度の管工事調べたところ、48件中2件、健康課と別の課で最低制限価格と落札額が一致する案件がありました。最後の最低制限価格と落札額が一致した過去事例がある場合、今回の落札業者と同じ業者かどうかですが、別の業者になります。

（委員1） ご説明の中で、過去に似たような工事の落札額を公表しており、それから金額を推測しやすい状況になっているのではないかというご説明でした。公表している過去の落札金額は、総額で公表しており、明細までの公表はしていなかったと記憶しているのですが、どうでしょうか。

（担当課1） はい。明細まではしていません。

（委員1） そういうことであるならば、積算の項目の中で品目ごとに推測して当てるというのは、なかなか難しいのではないかとお考えになりますか。

（担当課1） 工事の内訳で備考などに書いてあるのですが、歩掛が複合単価ということで、調べるとわかるようになっており、計算で価格が出せるようになっていきます。また、エアコンの見積りと冷媒回収の破壊処理費や、どこで処分するのかというのを設計では安いところや近いところなどで出しておりますので、調べたらそれなりに推測はできるのではないかと思います。

（委員1） 入札者の中には近似の数字で応札しておりますので、おっしゃっていた説明で十分納得いきました。私からは以上です。

（委員2） 室外機とか室内機とかを全取替する工事になるのですか。

（担当課1） 全部取り替えです。

（委員2） エアコンについて、定型規格であるのかどうかわからないのですが、そういうものはあるのですか。

（担当課1） 特記仕様書に載せているのですが、あくまでも同等製品であるという前提で、ある会社のこのエアコン、この空調設備の型で計算していますという設計を上げています。

（委員2） わかりました。私の方からは以上です。

（委員長） 先ほどのご説明で、予定価格が想定できるということも相当あり、受注意欲が高いのはわかりますが、下手すれば失格になるぐらいの額で応札しておられます。最低制限価格を下まわるような例も結構こういう業種では

出るものでしょうか。

（事務局1） 今年度の管工事の中で、失格になった入札というのを確認したのですが、トイレであるとか外のポンプ工事などの工事では見られたのですが、空調の工事で失格者が出たのではありませんでした。

（委員長） それぞれ専門的な知識のデータもあるでしょうから、ギリギリを狙える積算能力はお持ちかなと思います。私からは以上です。他になければこれで終了します。ありがとうございました。

#### 4. 令和5年度 ほ場整備調査設計業務（賀集地区）（農地整備課）

##### ○事務局より入札及び契約状況の報告

###### 業務概要

令和7年度新規採択希望「農地中間管理機構関連農地整備事業（賀集地区）」の調査設計業務であり、令和4年度に引き続き、事業計画を策定し、計画書の取りまとめ、国県ヒアリングに対応する資料一式を作成する業務

###### 業者選定の考え方

本業者は、令和4年度のプロポーザルにおいて、2ヶ年業務全体の企画提案を行い、最優秀提案者に選ばれた者である。4年度は土壌調査や道路用排水系統調査を行い、地元農業者とともに協議を重ね、計画平面図を作成した。

本年度は、事業計画書の作成や国県ヒアリングを予定している。現地調査により道路、水理、排水情報を保有・分析・把握しており、地元農業者や大日川土地改良区と関係を築きながら共に計画の検討を重ねてきた者であり、方針について洲本土地区改良事務所とも協議・調整をしてきた本業者以外には本業務は実施できないため。

（委員1） 1者随意契約の理由について、先ほどの事務局のご説明で納得いたしました。追加の質問としまして、予定価格は、どういう経緯で決定されるものですか。

（担当課1） 設計額につきましては、国が作っております積算システムというのがありまして、その中には国の積算基準に則った単価が入っておりまして、その中から面積や業務を選ぶと金額が出てくる仕組みになっておりまして、それによって積算をしております。一部、積算基準の中に入らない業務については、事前に5者から見積りを取りまして、その平均額で単価を決めております。

（委員1） 金額を算出して、その金額を提示するという流れですか。

- (担当課1) 金額は伝えず、金額を抜いた積算書をお渡ししているのので、公表されている積算基準で積算してきたということになります。
- (委員1) 大きな金額の乖離があった場合はどういったプロセスを経るのですか。市が決めた範囲の中であれば、あちらの言ってきた値段で契約に至るのでしょうか。
- (担当課1) 原則的にはそうなります。明らかに錯誤があると認められるような金額の場合は、間違えていないか確認する必要があるかと思いますが、常識の範囲内の差であれば、その金額で契約をいたします。
- (委員1) その金額の幅というのは明示されていないように思うのですが、明確な基準というのはないのですか。
- (担当課1) 基準はないです。
- (委員1) 仮に、担当課の一存で大きく乖離し過ぎているということがあれば、ヒアリングというプロセスに進むのでしょうか。
- (担当課1) 契約担当の部署に相談をした上で、ヒアリングという形になると考えております。
- (委員1) はい、わかりました。
- (委員2) 私の方から、まず令和4年度にプロポーザルを実施して2ヶ年業務全体で選ばれたということなのですが、このプロポーザルでやられた2ヶ年業務のというのは令和4年度と令和5年度の前提でいいのですか。
- (担当課1) そうです。
- (委員2) 内容的には、令和4年度のプロポーザルで事実上、予算の関係で契約はできないけど、令和5年のプロポーザルは経ている。実質的には去年のプロポーザルでの入札という意味では進んでいるというふうに捉えればいいのですか。
- (担当課1) はい。
- (委員2) 私の方からはそれで結構です。
- (委員長) 私の方から、プロポーザルなので、価格競争というものではないと思いますが、複数社がプロポーザルで競ったというような実績はありますか。
- (担当課1) 公募をしたのですが、応募があったのは1者しかありませんでした。
- (委員長) 類似のものが度々あるのかどうかわかりませんが、複数社が手を挙げてくれにくいようなものですか。
- (担当課1) 担当課としましては、複数業者に入ってほしいと思い、公募をしております。

## 片山下池廃止工事（農地整備課）

すが、結果的に1者しか応募がなかったという状況です。

（委員2） もう1点、令和4年度のプロポーザルのときに、1ヶ年計画というふうに分けることはできなかったのでしょうか。

（担当課1） 全体を通して最後まで計画書を作るところまでということをお前提にしておりました。

（委員2） 全体の工事は元々2年かかるということですね。わかりました。

（委員1） 2ヶ年計画で令和5年1,700万という予算は、もっと前段階で決まっていた金額か。それとも改めて金抜設計書で積み上げて1,700万と決まったのか、前後関係が不明なので教えて頂けますか。

（担当課1） 当初の令和4年の段階である程度パッケージとして、こういう調査をしなければならぬと決まっておりますので、そこでは一旦積算はしております。ただ、追加で業務が発生したり、年度が変わると単価も変わったりしますので、もう一度積算し直して、結果が1,750万ほどの金額となりました。

（委員1） わかりました。

（委員長） 私は他に質問はありませんので、結構でございます。ありがとうございました。

## 5. 片山下池廃止工事（農地整備課）

### ○事務局より入札及び契約状況の報告

<p>工事概要</p> <p>ため池廃止工事（堤体工 一式、仮設工 一式）</p> <p>入札状況概要</p> <p>1回目 令和4年11月8日に入札通知を行い、同年11月17日に開札（電子入札）を行ったが、不調により入札取止め。</p> <p>2回目 令和4年12月14日に入札通知を行い、同年12月23日に開札（電子入札）を行ったが、不落により入札打切り。</p> <p>3回目 令和5年1月19日に入札通知を行い、同年1月30日に開札（電子入札）・落札決定。同年2月3日に契約締結。</p>
--

（委員1） 私から、不落の理由について担当課のご見解をお聞かせください。また、今後の入札における改善点があれば、ご回答ください。

（担当課1） 不調の理由なのですが、辞退の理由にもありましたように、民間工事も含

めて手持ち工事が多く手が回らない、工期が間に合わない、必要な資機材を持っていないければリース等となり割高になるので儲けることができないといったことが原因と考えております。今後の入札における改善点ということなのですが、市として業者さんの手持ち工事の状況というのがわからないので、難しいところがあると思っております。

（委員 1） 不落不調の理由の1つとして、金額の乖離というのが大きな原因の一つだと思うのですが、設計内容を変更されたりはしましたか。されていればその内容についてお聞かせください。

（担当課 2） 設計内容について、単価の更新を行っているのみで、特に内容については変わっておりません。

（委員 1） そうしますと、第1回目から第2回、第3回と、業者が入札金額を下げてきたということになります。最初の入札金額の平均と第3回の入札金額の平均にかなり乖離があるのはどのようにお考えになりますか。

（担当課 3） 予定価格についてはほぼ同じなので、推測の域を出ませんが、基本的には1回目、2回目は業者の方が取る意思がなかったのかなと。3回目につきましては不落不調が2回続いたということで、入札時期も遅く、特記仕様書に工期を延長できるというような表記をしておりますので、その辺を含めて業者の手が空いてきて、工期も十分余裕がありできるという考えのもと、この価格になったのかなと認識しております。

（委員 1） 1回目の工期はどれくらいで、最終的にどれくらい延ばされたのですか。

（担当課 3） 1回目、2回目は年度内完成で、3回目につきましては、次の年度の9月末まで伸ばせるよう仕様書に記載しております。

（委員 2） 私の方から、1回目から3回目まで拝見していると、工事内容が変わってなくて単価が変動しているので予定価格が変わっているということなのですが、業者側からすると明らかに数百万落として応札しているという状況かと思うのですね。設計の価格というのが、業者側の考える価格と少し離れすぎているのかなというふうに思うのですが、このあたりはどのような感覚でしょうか。

（担当課 3） 設計の内容につきましては1回目から3回目まで変わっていないので、設計が過少であったり過大であったりというような認識は一切ないです。

（委員 2） にもかかわらず業者は高く入れているわけですね。何らかの特殊事情、例えば地元との関係性があって人員配置が実際には必要なんじゃないかと

片山下池廃止工事（農地整備課）

か、そういったことは考えられますか。

（担当課 1） そういったことであれば、おそらく 3 回目もこの金額までは下げてはきてないのかなというふうに考えます。この金額で儲けがあるということで、応札していると考えますので、推測ですけど 1 回目、2 回目が手持ちの工事が多い等で高い金額を入れたのかなと思います。

（委員 2） 工事の内容が全く変わってなくて、入札の額をぐっと急に数十万というレベルではなく落としているように思えるのですが、この数字だけ見れば少し不思議な感じがすると私は思います。

（担当課 3） この入札に限らず、いろいろな開札結果を見ていますが、明らかに辞退の場合や価格が予定価格より上で応札しているのは結構見られることなのかなと思っています。

（委員 2） 私も原因はわかりませんが、気になる数字が並んでいるなということだけお伝えしておきます。私の方から以上です。

（委員長） 私から、今のやりとりを受けてですが、俄然受注意欲が出てきたということだと理解できるかなと思います。先ほどのご説明にあった工期が半年延びたということですが、実際にはどのようにして実施されていますか。

（担当課 2） 最終 7 月末時点で終了し、支払いまで進んでおります。

（委員長） 業者からすれば、今年度の早い時期の工事が確保できると理解ができます。当初からもう少し受注意欲を出して競争していただけたらありがたいです。

（委員 1） 最後に事実確認をお願いしたいのですが、工期が 9 月末とおっしゃいましたが、入札通知書の施工期間が令和 5 年 3 月末になっています。どちらが正しいのでしょうか。

（担当課 1） 仕様書の中に、工事に係る予算について、市議会で認められたら 9 月末まで延ばしますというふうな文言を明記しております。

（事務局 1） 予算の都合上、入札書であるとか契約書は 3 月 31 日まででの期限に設定しなければなりません。ただ、繰り越しを予定していても、何も記載がなければ参加する業者さんからすると、応札したけど契約できないとなると大変なことになるので、辞退することも考えられます。このため、通知上の工期は年度内だが苦肉の策として仕様書に議会で承認されたときは、いついつまで延ばす予定ですという表記をさせていただいております。

（委員 1） では、当然のことながら入札時に業者さんはその辺の事情をご存知で、9 月末でいいよというのは分かった上で入札をされているという理解でよろし

## 沼島処理区外遠方監視装置整備工事（下水道課）

いですか。

（担当課 1） はい。

（委員 1） であれば、他の手持ち工事の合間でやれるという考えもあって、応札金額を下げても受注したいという流れになるのだろうなというのは推測できますので、納得できました。

（委員長） 他になければこれで終了します。ありがとうございました。

## 6. 沼島処理区外遠方監視装置整備工事（下水道課）

### ○事務局より入札及び契約状況の報告

#### 工事概要

##### 監視装置整備

データ収集装置更新 一式

#### 業者選考の考え方

本件は、漁集排事業の沼島、伊毘処理区のマンホールポンプ場について監視装置の通信方式を変更するための機器更新である。

選定業者については、既設監視装置の開発メーカーであり、監視装置の各種設定については開発者としての特別な知識を要することから他の業者が実施できるものではなく、競争入札に適さない。また、施工中は機器の情報がサーバーに伝達できない状況となるが、ポンプ場の運転異常等が発生した場合も処理場維持管理業務も兼ねて対応可能であるため選定した。

（委員 1） 工事の内容および 1 者随意契約の理由についてご回答してくださいということなのですが、財務課の説明でクリアになりましたので視点を変えて別の質問をさせていただきます。この工事は、これまでの続きの工事であるのか、それとも今回初めて取り組まれた工事であるのかというのをお聞かせください。

（担当課 1） 市内に処理場が 20 ヶ所あるのですが、この監視装置というのが、設備に異常があれば警報が発報されるというシステムとなっております。今回に関しては、処理区の下水道で勾配が取れないところは、マンホールポンプを設置するのですが、沼島地区は 9 ヶ所設置しております。そこに制御盤がついており、その監視装置を更新しております。伊毘処理区も同じように 2 ヶ所、勾配が取れないところがありますので、設置している機器を更新しているという工事となります。

- (委員 1)            ということは、特殊技能をお持ちの今回の落札業者が以前から落札業務を担当されているという理解でよろしいでしょうか。
- (担当課 1)           はい。
- (委員 1)            となると、今後も同じような流れになっていくということですか。
- (担当課 1)           そうですね。
- (委員 1)            見積りの算定方法なのですが、算定過程、査定基準を教えてくださいか。
- (担当課 1)           業者見積りを基に、金額をこちらで設定した分で、金抜設計書を相手方に配布するという方式でやっております。
- (委員 1)            見積依頼をされた業者は数者でしょうか。
- (担当課 1)           そうです。
- (委員 1)            平均値でしょうか。それとも、一番下の金額を採用されたのか。
- (担当課 1)           一番最安値です。
- (委員 1)            その見積金額と落札業者が出されてきた金額に乖離はありましたか。
- (担当課 1)           ほぼないです。
- (委員 1)            他の課と同じ質問になってしまうのですが、仮にこの金額が乖離していた場合は、どういうプロセスになりますか。乖離幅が大きい場合は、別のプロセスになるのでしょうかけれど、乖離幅はどれくらいを目安に考えていますか。
- (担当課 1)           乖離幅は基本的には考慮してないです。
- (委員 1)            これまで乖離するという事例はほとんどなかったという理解でよろしいですか。
- (担当課 1)           受注するにあたって、入札方式によって最低制限価格等を設けている場合でなければ、受注業者の利の取れる範囲等を考慮した金額を応札してきていると理解しておりますので、金額に関して離れていたとしても、考えてはいないです。
- (委員 1)            過去の実績として、乖離が大きすぎて業者と申し合わせをしたり、審査会に諮るとうことは今までなかったということですか。
- (担当課 1)           ないです。
- (委員 1)            わかりました。
- (委員 2)            私の方から、確認させてください。通信方式を変更するためという、具体的には物自体は変わらなくてソフトを入れ替えるみたいな感覚ですか。



- (担当課 1) イメージはそうですね。沼島に関してはFOMA回線をLTEに、俗に言う携帯電話で第3世代を第4世代に変える。今は第5世代が出ていますので、いずれその古い形式の回線が廃止になる可能性もあります。伊弉につきましては、電話回線を使つての通信方式を採用していたのですが、経年劣化が激しく、ほぼ使えなくなる時期が来ましたので、この機会に電話回線を廃止して、無線のLTE回線にするという形で実施してます。
- (委員 2) そうすると、メインのアプリケーション的なものは変わらずに、それとのやりとりの通信回線を入れ替えるということですか。
- (担当課 1) そうですね。
- (委員 2) そうすると、この業者しか無理だという、そういう理解でよろしいですか。
- (担当課 1) システム化しているシステム自体が落札業者製なので、そうです。
- (委員 2) 私の方からは以上です。
- (委員長) 当初に監視装置を導入する段階で競争というのはあったのでしょうか。
- (担当課 1) しております。
- (委員長) 何者で競争されましたか。
- (担当課 1) 何者かはわかりませんが、南あわじ市は4町が合併しているのですが、4町とも全て違うメーカーのシステムを使っておりまして、ちょうど経年劣化の時期で変えたいなという意向があったときに補助事業がありましたので、それを利用して入札しております。
- (委員長) 少なくとも、既設の状態では4種類あったのだから入札されているかどうか応札されているかどうかわかりませんが、4者はありえたということで、わかりました。私から以上でございます。
- (委員 1) 先ほどのやりとりの中で、私の理解では、落札業者の仕様のものが前提となっているということで、他の業者が扱ってない落札業者独自のアプリなり仕様なりですので、どうやって他の業者から見積りを取るのかなと疑問に思うのですけれども。
- (担当課 1) 型式を指定しておりますので、落札業者製ありきでの見積りになると思います。
- (委員 1) 実際に見積りを依頼された業者さんは、落札業者の関連会社ではないですか。
- (担当課 1) 関連会社ではないです。
- (委員 1) 見積りを依頼される業者さんが落札業者の関連会社でないのであれば、特

に問題はないと思います。

（委員長） 今の関連で追加して、落札業者も予定価格の暫定段階の参考見積り提出をされていますか。

（担当課1） しています。

（委員長） 他の方はメーカー直接ではないから、何らかの手間賃が当然かかってくる。一番安くできるのはメーカーだと思われるので、メーカーに協力を得たり仕入れたりしながらやるのであれば、その分が見積価格としては高くなりそうだから、メーカーさんが一番安く出してきた、その見積価格が最低で予定価格に反映されているのでしょうか。

（担当課1） そうですね。

（委員長） 理屈としても当事者が一番や安くできますから、当事者でない方はそれにプラスいろんな経費かかるはずですから、そんなに不合理ではないかな。それに、落札率 78.91%になっていますから、多少頑張りますという気持ちで応札してくれたというふうに理解できます。以上です。他になければこれで終了します。ありがとうございました。

## 7. 令和4年度国補正 橋梁補修設計業務（橋梁長寿命化修繕計画事業）（建設課）

### ○事務局より入札及び契約状況の報告

#### 業務概要

- ・ 臨海一号橋【福良 144 号線】
- ・ 庄田渕橋【阿万 37 号線】
- ・ 仲野下橋【伊加利 53 号線】
- ・ 小松谷橋【福良 48 号線】

（委員1） 最低制限価格と落札額が一致した理由について担当課のご見解をお聞かせください。2点目、同種業務に関して、最低制限価格と落札額が一致となるのはよくあることなのか、過去の実績に基づいてご回答ください。3点目、最低制限価格と落札価格が一致した過去事例がある場合、今回の落札業者と同じ業者かどうかご回答ください。

（担当課1） まず1点目ですけど、橋梁補修工事の設計に係る歩掛単価は全て公表されておりまして、見積りも一つもない業務でありますので、市の設計価格を算出しようと思えばできるのかなという業務でございます。それと、過去事例でございますけれども、令和2年度に2件、令和3年度に1件、同様

の委託がございました。令和2年は落札率が予定価格に対しまして60%。これは最低制限価格より1万1,000円程度高い。令和2年度の2件目につきましては、落札率70%。最低制限価格より約200万円高い金額で落札。令和3年度につきましては、落札率60%で最低制限から1万1,000円程度上です。今回の入札につきましては、落札率が約60%で最低制限価格と落札額が同額になっております。本件を合わせたこれまでの4件につきましては、全て違う業者です。今回なぜ最低制限価格と落札額が一致しくじになったかのこちらの見解ですが、橋梁補修設計というのは橋梁補修工事にかかる業務でありまして、兵庫県内で補修率が上がってきており、発注が兵庫県下ではなくなってきたということで、どうしても取りたい業者さんが最低制限価格を狙いに行ったのかなというのがこちらの見解です。

（委員1） 入札結果を拝見して、くじによる落札になっていますので、競争も図られていますし、先ほどのご説明と整合しているように考えます。私は以上です。

（委員長） 私も今の質問とお答えで納得いくかなと思います。他になければこれで終了します。ありがとうございました。

### 3 その他

特になし。

#### 配布資料

- ① 入札契約方式別発注件数 総括表(R4.10.1～R5.5.31)
- ② 入札執行状況(R4.10.1～R5.5.31)
- ③ 随意契約一覧表(R4.10.1～R5.5.31)
- ④ 令和5年度 第1回入札監視委員会抽出案件資料